

第1回(2026.1.22)改正法に基づく基本訓練(漁ろうに従事する船舶以外)に関する説明会での質疑応答(Q&A)

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
1	1-4	総論	罰則規定	罰則規定はあるか。	<p>罰則規定は下記になります。</p> <p>船員法 第百三十条 船舶所有者が(中略)第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項(第八十一条の四において準用する場合を含む。)、第八十一条の五、(中略)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下、実技講習機関にかかる規定) 第百三十一条の三 第八十三条の十三(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消火講習機関(次条において「登録生存講習機関等」という。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八十三条の八(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第八十三条の十二(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p>
2	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	平水区域のみを航行する旅客船(総トン数299トン)の場合、基本訓練自体の対象外という認識でよろしいでしょうか?	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。 乗り組む船舶の検査証書の航行区域が平水区域の場合は、特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。
3	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	平水区域のみを航行する一般貨物船の場合、基本訓練自体の対象外という認識でよろしいでしょうか?	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。 乗り組む船舶の検査証書の航行区域が平水区域の場合は、特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。
4	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	主に平水区域で運航している船舶管理会社の場合、基本訓練実施の修了証の発給について船舶所有者が実施するという理解でよろしいでしょうか?	乗り組む船舶の検査証書の航行区域が平水区域の場合は、特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員として、船舶所有者において、4つの基本訓練を座学で実施いただき、基本訓練修了証(第1号書式)を発給いただきます。
5	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	限定沿海の旅客船20トン以上なのですが、STCW条約関係の対象外ですよね?	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。 乗り組む船舶の検査証書の航行区域が限定沿海の場合は、特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。
6	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	19t未満の沿海区域を航行する港湾工事で使う業船については「漁労に従事しない商船など」に該当し、生存・消火及び応急・安全社会の基本訓練を受け、1号書式を発行すればよいという認識でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	船主船長は基本訓練は必要ないと理解でよろしいでしょうか。	雇入契約のない船員は基本訓練の対象外となります。安全のための訓練であるので、努力義務で実施していただきたいと考えます。
8	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	令和8年2月14日時点で既に雇用契約を締結し、乗船している乗組員全員に基本訓練(座学)を実施する必要がありますか。	施行日時点で乗組んでいる船員についても、施行日から改正船員法の基本訓練の規定が適用となりますので、船員法が適用となる船員に対して、遅滞なく実施いただく必要があります。
9	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	現行の乗組員に関しても、基本訓練を実施して修了書を発行しなければなりませんか?	基本訓練は、海上という特殊な環境で船員が働くうえで、自身の安全等を守るために使用者(船舶所有者)が果たすべき義務として、改めて法律に規定されたものとなります。 現行の乗組員に対しても、施行日から適用となりますので、基本訓練修了証の発給をいただく必要があります。
10	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	学校を卒業して海技免状を受有している新人船員について、職員でもなく、航海当直部員でもない場合、特定の船員には該当しないか。また、発給する書式はどれか。	特定雇入契約の対象船員には該当せず、4つの基本訓練を実施いただき、第一号書式による基本訓練修了証を発給してください。
11	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	(資料6Pに問し)弊社はタグボートの会社です。船は20トン以上で平常業務は限定沿海区域内です。ただ、ドック回航で限定沿海区域外に出る場合があります。この場合、特定雇入契約の対象船員に該当するのでしょうか?	平常時の航行区域が限定沿海であれば、ドック回航による一時的な航行区域の変更は含まず、特定雇入契約の対象船員には該当しません。

12	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	沿岸区域のみを航行する第3種漁船(漁業取締船50トン)に乗船する船員は、実技講習の対象者とならないと考えますが如何ですか。(根拠:基本訓練(令和8年2月14日から適用)1.漁労に従事する船舶以外の船舶、[実技講習の対象となる船員]・沿海以遠を航行する20トン以上の船舶に乗組む安全担当者))	「沿海以遠」には「沿海区域」を含み、それより遠くの区域を航行する場合には、実技講習の対象(特定雇入契約の対象船員)となります。 ただし、別紙②による一定期間中の取扱いが適用可ですので、一定期間、実技講習に代えて、座学による基本訓練(視聴覚教材による生存講習及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を行ってください。
13	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	沿海以遠とは沿海区域を航行する船舶に乗船する場合は含まれませんか	沿海以遠とは、沿海区域を含めてそれより遠くの区域となりますので、沿海区域を含みます。
14	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	①全船員(②以外)には司厨長・司厨手は含まれますか?	①には、司厨長・司厨手を含みます。「②特定雇入契約の船員」以外の船員法上の船員は、全て①になります。
15	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	漁船は検査証書に航行区域が記載されていません。漁船の場合甲乙丙の従業区域が航行区域に対応しています。第3種漁船で丙区域なのか、乙区域なのかが問題になるのではないかでしょうか。	第三種漁船の場合においても、航行する区域が沿海以遠の場合(平水区域以外)には実技講習の対象となります。 ただし、別紙②による一定期間中の取扱いが適用可ですので、一定期間、実技講習に代えて、座学による基本訓練(視聴覚教材による生存講習及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を行ってください。
16	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	第3種漁船において欠員時に10日間程度の臨時雇用で船員を雇入れる場合も講習が必要となるのでしょうか	臨時であっても、船員として雇入れる場合には訓練は必要となります。
17	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	漁船以外の内航船に乗り組む新規就業者に対する登録免許講習による特例は適用されるのでしょうか。2024年4月1日以降に船員手帳を受有した船員として処理すべきでしょうか。	登録免許講習の修了から5年間の措置は、新規就業者に対しても適用となります。
18	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	特定雇入れ契約の定義をご教示ください	沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶に乗り組む、安全又は汚染防止任務に指名される船員(船内における防火部署又は退船部署に指名される船員) ・国際航海に従事しない船員においては、上記船員であって、下記いずれかに該当する者 ・海技免状を受有し職員として乗組む者 ・航海当直部員として乗組む者 ・危険物等取扱責任者として乗組む者
19	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	国際航海に従事しない第3種漁船での特定雇入れ契約について。内航の区分を参考するという認識でいますが、「(船内における防火部署又は退船部署に指名される船員)」ではある司厨員などは特定船員に該当せず座学のみで良いという認識で間違いないでしょうか。	国際航海に従事しない第三種漁船については、下記いずれかに該当する者が特定雇入れ契約の対象となる船員であり、いずれにも該当しない司厨員については、ご認識の通り、座学のみの基本訓練となります。 ・海技免状を受有し職員として乗組む者 ・航海当直部員として乗組む者 ・危険物等取扱責任者として乗組む者
20	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	国際航海に従事しない第三種漁船について、調査船・取締船は漁ろうに従事する以外の船舶として該当すると認識しておりますが、例えば調査にてトロール網等を用いて魚を捕ることあると思います。 そのといった場合でも検査証書上は漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に従事しているため、漁ろうに従事する以外の船舶という認識で相違ないでしょうか。	ご認識の通りです。
21	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	沿海以遠は沿海区域は含まれますか	沿海区域を含みます。
22	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	漁船の場合は、無限定水域を航行する国際総トン数300トン以上の船舶以外であれば基本訓練の受講のみの理解でいいか。	ご認識の通りです。
23	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	年一ドックの安全会議時に応急訓練、安全社会訓練の実施を予定しております。また、船舶ごとにドック時期が異なります。このような理由も容認されるものなのでしょうか。	基本訓練は、海上という特殊な環境で船員が働くうえで、自身の安全等を守るために使用者(船舶所有者)が果たすべき義務であるため、原則として実際に乗り組む前までに実施いただけ(受けさせ)るものです。 雇入れ契約締結から乗り組みまでに時間的制約がある。訓練機関の空きがない等のやむを得ない場合のみ理由として想定しており、年一のドック時といった雇入れから時間が経過しているタイミングで予め計画いただぐことは許容しかねます。
24	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	ページ9とページ13の関係について 例えば、2020年3月に海技免状と船員手帳を取得した船員は9ページの船員手帳の有効期限(2027年3月31日まで)をベースに実技訓練を受講しに行くのか、それとも13ページに記載がある様に免状取得の5年後の2025年3月までに実技訓練を受けなければいけないのか?	受有する船員手帳の有効期限に応じて、2027年3月31日まで一定の期間の取扱いが可能な船員については、2027年3月31日までに実技講習機関での実技講習を受けていただければ結構です。
25	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	遅滞なく実施とは。	基本訓練は、海上という特殊な環境で船員が働くうえで、自身の安全等を守るために使用者(船舶所有者)が果たすべき義務であり、実際に乗り組む前までに実施(受けさせる)必要があります。 雇入れ契約締結から乗り組みまでに時間的制約がある。訓練機関の空きがない等のやむを得ず実施できない合理的な理由がある場合を除き、原則として乗り組み前までに実施(受けさせる)してください。

26	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	「9. 雇入届出における確認(4)に「既に令和8年2月14日(以下「施行日」という。)前に一括届出及び登録届出の許可を受けている船舶所有者においては、遅滞なく、施行日以降に下船するタイミング等で基本訓練を実施又は実技講習を受講させ」とあるが、雇い入れ中の船員の扱いが定められていないことから、その取り扱いについて教示願いたい。	既に雇入れ中の船員についても、施行日以降遅滞なく実施いただく必要がありますので、下船するタイミング等で実施又は実技講習を受講ください。
27	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	質問→スライドp5では、雇入契約後に遅滞なく実技訓練・基本訓練を実施することあります。一方で、スライドp9では、船員手帳の有効期間の満了日に応じた実技講習の修了期限が示されます。一番違いのは2029年3月31日になります。さてこの両者は矛盾しませんか? 一方は遅滞なく、一方は2029年とか…この点について、見解・回答をお願いします!	船員手帳の有効期限により、実技講習機関での実技講習の受講については期限を設けているところですが(P9)、当該一定期間中の船員に対して、実技講習に代えて、座学による基本訓練(視聴覚教材による生存講習及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を行っていただきますが、こちらについても法令上「遅滞なく」実施いただくものとなります。
28	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	資料の一定期間中の取り扱いにて ➢➢※近海・沿海いすれも、座学による基本訓練(視聴覚教材による生存訓練及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を修了することが必要 とあるが、2月14日までに修了させる必要があるとの理解ですか。	施行日(2月14日)時点で既に雇入れされている船員については、施行日以降、遅滞なく実施及び発給いただく必要があります。 施行日までに実施いただき、予め2月14日付の基本訓練修了証をご用意いただく等、ご対応をお願いいたします。 施行日以降に雇入れされる船員についても、雇入れ契約締結後、遅滞なく実施、発給いただきます。
29	3-2	訓練の実施	基本訓練(座学)の講師要件	特に要件は無いのか。 旧制度では「海技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者」とされていたが、なぜなくなったのか。	座学で行う基本訓練については、特段講師となる者の要件は定めておりません。 旧制度では、海技士資格を有することとしておりましたが、今般の法制化により、小型船へ乗り組む船員を含め、船員法適用の全ての船員を対象とすることを明確化しており、雇入契約締結後に、船舶所有者が遅滞なく実施できるよう、実施しやすい形とするべく要件を求めておりません。
30	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	転職者に対し新たに実施しなければならないのか。(船舶所有者の変更)	基本訓練の趣旨は、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任です。 このため、雇入契約が、既に基本訓練を実施したことのある船員との間で締結されたものである場合は、同一の基本訓練を複数回実施させる必要はないことから、再度の基本訓練の実施義務はありません。 一方、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルールは、船舶所有者ごとに異なることが想定されます。このため、船員の転職等により、雇入契約を締結する船舶所有者が変わったときは、新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもので基本訓練を受けたことがあったとしても、改めて基本訓練(自社の業務手順等に沿ったもの)※を実施する必要があります。 このため、転職者に対し修了証明書も交付していただくことになります。
31	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	海技免状受有者は実施が必要か。	※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練: 必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練: 非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育)
32	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	締約国証書を有する者についても実施が必要か。	改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、締約国証書を有する者であっても、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール(自社の業務手順等に沿ったもの)※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していただく必要があります。(通達3(2)(2)) ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練: 必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練: 非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育) 生存訓練と消火訓練については締約国証書を、応急訓練と安全社会訓練については第二号書式による基本訓練修了証(漁ろうに従事する船舶については第二号の二書式)を発給ください。
33	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	電子届止入届けにに関して、日本籍船舶に外国船員を乗船させる場合は締約国証書にて届け出が可能との理解しております。 暴力ハラスマントの防止措置に関する追加訓練を当該国で追加実施、その証書が発給済みである場合は当該締約国証書も併せて届けばよろしいのでしょうか? もししくは追加分に関しては、新通達2号書式に書き換えたうえで、申請を要するのでしょうか?	・安全社会訓練の暴力、ハラスマントの防止措置に関する追加訓練については、当該国でその証明が発給済みである場合には、合わせて提出ください。(その証明がない場合には、新通達の基本訓練修了証(第2号書式)を提出ください)。 ・また、改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、締約国証書を有する者であっても、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール(自社の業務手順等に沿ったもの)※を実施し、基本訓練修了証明書(第2号書式)を交付していただく必要があります。(通達3(2)(2)) ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練: 必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練: 非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育) よって、施行日(2月14日)以降に新たに雇入れる船員に関しては、生存訓練と消火訓練については締約国証書を、応急訓練と安全社会訓練については基本訓練修了証(第2号書式)を提出してください。
34	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	船舶所有者が実施する生存訓練・消火訓練の視覚教材は、国土交通省が確認している海技教育財団教材でよろしいのでしょうか?	ご認識の通りです。
35	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	雇用中の船員に対しては、実技講習とセクハラなどの追加項目を実施すればよく、そのほかについては、特段の定めがないとの考え方でよろしいか。	施行日時点で乗り組んでいる船員についても、施行日から改正船員法の基本訓練の規定が適用となります。施行前に、現行の基本訓練の内容を実施いただいている場合には、安全社会訓練のうち暴力・ハラスマント防止措置を追加実施ください。実技講習対象者であって、一定の期間中の者で実技講習を未だ受講しない者であれば、加えて生存と消火訓練について座学による訓練を実施ください。

36	4-1	基本訓練修了証の発給	発給タイミング	中途船員が所持する修了証(第2号)の取り扱いですが、R8年2月13日以前に転職前の会社が発給した第2号書式は、転職した後も発給日から5年間有効ということでよろしかったでしょうか？	<p>基本訓練修了証について、同じ船舶所有者において雇入れされる限り、有効期限はありませんが、転職後、新たな船舶所有者において、応急・安全社会訓練を実施いただき※、第2号書式を発給願います。</p> <p>※新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもとで基本訓練を受けたことがあつたとしても、改めて基本訓練(自社の業務手順等に沿つたもの)※※を実施する必要があります。</p> <p>※※具体的には、以下の会社独自の業務手順等</p> <p>応急訓練：必要に応じて、乗組む船種に応じた応急措置</p> <p>安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育)</p>
37	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	県の漁業調査船で、主に海洋観測等を行っていますが、中には漁網を使って漁獲をする調査も入っています。 第3種漁船として、今後、2月13日までに所定の訓練に加え、ハラスマント講習もした場合、現様式の基本訓練終了証には、どのように書けば良いか？ ハラスマント講習は2月14日以降でないと行えないのか？	第三種漁船について、施行日前にハラスマント防止等措置について追加実施した場合には、現行通達の第1号の2書式により基本訓練修了証を発給いただければ、施行日以降に新たな対応は不要です。
38	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	基本訓練修了証に、運輸局の認め印をいただくのでしょうか？	基本訓練修了証に、運輸局の認印は不要です。
39	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	基本訓練は、雇用後すみやかに実施し修了証を取得すればよく、実技講習を除いてはのように有効期限はないということですか？	基本訓練(修了証)について、同じ船舶所有者において雇入れされる限り、有効期限はありません。
40	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	海技免許講習修了者について、能力維持証明書が発給できないとなると、PSC対応はどうすればよいですか？	海技免許講習(救命講習・消火講習)の修了を確認したうえで、第二号とまとめて船舶所有者において第三号書式を発給ください。 注釈等は不要です。
41	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	生存講習と消火講習の修了日が異なる場合において、実技講習の修了と合わせて発給する基本訓練修了証の交付日及び有効期限はいつにすればよいですか？	交付日：最後に修了した講習の日付(直近の講習修了日) 有効期限： 生存講習の修了日から5年以内 消火講習の修了日から5年以内 →両方の条件を満たす日付を設定してください。
42	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	第一号書式を発出した新人船員が、今後、職員になり、当直として立つ場合には第二号書式に切り替える必要があるか？	一度、第一号書式を出していたければ、同じ雇用先にいる限りは有効であるため、第二号書式に切り替える必要はございません。
43	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	第四号及び五号書式については、登録講習機関から発出されるため、船舶所有者から発給されることなくなるのか。	ご認識のとおりです。
44	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	第三号書式の有効期間はいつまでになるのか。	前提として第四号、第五号書式のいずれもが有効である期間が第三号書式の有効期間となり、日付がずれている場合については、どちらか早いほうの日までが有効期間となります。
45	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	様式には英文も併記されているが、日本語のみでの記載でも構わないか。	内航のみを航行する場合については、日本語のみの記載で構いません。
46	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	特定雇入に該当するものの、2月14日までに実技講習を受講できない場合、生存消火を含む座学講習後に発給すべきはどの書式になるか。	受有する船員手帳の有効期間が一定期間の対象かどうかを確認いただき、対象船員であれば、第一号書式を発給していただければと存じます。
47	5-1	実技講習	実技講習	講習の実施者は、船舶所有者が実技講習のみ登録実技講習機関(法第83条の2又は第83条の17により登録を受けたものをいう。)となっていることから、これまでのような訓練の委託を受けた者は登録実技講習機関に登録しなければ講習(実技講習のみ)は行えないことになるのか。確認したい。	実技講習については、登録実技講習機関として登録を受けた者のみが行います。
48	5-1	実技講習	実技講習	実技講習の一部は、乗組む船員の設備に応じて、視聴覚教材に代替が可能とされているが、どういった設備が代替可能か。	旧制度ホームページの下部にございます、「内航船員向け基本訓練説明会」(令和4年2月9日)の説明資料のP23をご確認ください。 (https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001754114.pdf)

49	5-2	実技講習	海技免許講習・登録消防講習の扱い	漁船以外の内航船に乗り組む新規就業者に対する登録免許講習による特例は適用されるのでしょうか。	登録免許講習による措置は、内航船の新規就業者に対しても同様に適用となります。
50	5-2	実技講習	海技免許講習・登録消防講習の扱い	従来の初回海技免状特例により実技講習の代替としていた者について、海技免許講習修了の証明書によるとのことだが、免許申請において修了証の原本と引き換えてしまつて、海技免許講習修了の日が分からぬ。どう対応すればよいか。	海技免許講習の修了証(写)がなく、修了日を確認できない場合には、 ①施行日前であれば、初回海技免状取得の日を起点として能力維持証明書(技能証明書)を発給いただきますようお願いいたします。 ②施行日後においては、初回海技免状取得の日を起点として判断することといたしますので、雇入届出の際には、海技免状の写しを添付願います。
51	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	既に訓練機関で訓練を受講し、会社発行の修了証の発給を船員手帳の有効期限に基づく発給期限まで旧第二号様式の発給を遅らせて今年3月31日に発給期限を迎える対象者は2/14以降どのように対応したら良いでしょうか?	施行日までに、現行の運用に基づき、能力維持証明書(技能証明書)(旧通達第2号書式)を発給いただきますようお願いいたします。 (有効期限は発給日から5年となりますので、現行運用より期限が早まることとなります が、今般、法律に改めて規定されたことを受けまして、ご対応をいただきたいお願いいたします。)
52	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	国際航海に従事しない第三種漁船の船員実技訓練の特例期間についてですが、「現役船員」と「新規就業者」の判断基準として船員手帳の有無で判断するとお伺いましたが、中途採用で海技免状を受有しているが、船員手帳を受有していない者(国の機関である海上自衛隊や海上保安庁等で勤務している者)を採用する場合、新規就業者扱いとなりますでしょうか?	有効な船員手帳を有さず、施行日以降に初めて国際航海に従事しない第三種漁船に乗り組むこととなる者については、新規就業者扱いとなります。
53	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	(4) 既に令和8年2月14日(以下「施行日」という。)前に一括届出及び登録届出の許可を受けている船舶所有者においては、遅滞なく、施行日以降に下船するタイミング等で基本訓練を実施又は実技講習を受講させ、施行日以降4か月以内に基本訓練記録簿(別記様式1)又は基本訓練・実技講習記録簿(別記様式2)を運輸局へメール送付すること。 となるが、当社は一括届出の許可を得ている限定沿海を航行するフェリー会社です。 限定沿海の場合は訓練記録簿の提出は不要だと思うが、一括届出の許可を得ている場合は提出が必要となるのか。	今般、(座学・実技問わず)訓練の実施状況について、雇入届出のタイミングで運輸局等において確認させていただくことを予定しております。ただし、施行日前に既に一括届出許可を受けている事業者においては、この確認のタイミングが長期間にわたり無いことから、別途4か月以内に記録簿を提出いただくことで確認をすることとしております。 よって、限定沿海航行船であっても、基本訓練記録簿の提出をお願いいたします。
54	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	スライド4、5で雇入れ契約届出の際、各修了証で確認とありますが、会社発行の第2号書式の提出を市役所や運輸局での雇入届出時に求められることは絶対にないのですか?法改正で追加された応急訓練や安全社会訓練などの基本訓練を「遅滞なく受けられませんでした」と船長が届出窓口の担当者に申し出れば、船員法に詳しくない市役所等でも問題なく雇入れ手続きを受理してもらえるのでしょうか?	基本訓練は、海上という特殊な環境で船員が働くうえで、自身の安全等を守るために使用者(船舶所有者)が果たすべき義務であり、実際に乗り組む前までに実施する(受けさせる)ことが必要です。 ただし、雇入れ契約締結から乗り組みまでに時間的制約がある、訓練機関の空きがない等、やむを得ず実施できない合理的な理由がある場合には、その旨を雇入届出時に申告いただいたうえで届出については受理いたします。
55	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	雇入時に、遅滞なく訓練を行えなかつた適切な理由の証明として、会社からの一筆等は必要か。	基本的に口頭で確認をさせていただくため不要です。
56	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	同じ会社に所属している場合は2月14日以降は最初の雇入届出の際に書類を添付すれば、それ以後の提出は必要ないか。	制度施行からしばらくは雇入届出の都度、修了証等を添付願います。
57	7-1	その他	助成	国土交通省から正式通知が届いたのが令和8年1月16日であり、船舶所有者へ周知が十分でなかったと考えられます。 この中で国際航海に従事しない第三種漁船に対しては、経過措置が設けられておりますが、経過措置終了後は船主負担が大きくなりますが、国交省からの実技訓練に対する助成金などがありましたらご教示願います。	恐れ入りますが、当省からの訓練に係る助成等はございません。一定の期間として、負担や乗組の計画等を踏まえ、既存の船員については5年から10年の期間を設けているところ、ご対応いただきたいお願いいたします。
58	7-2	その他	記録簿	現行の基本訓練実施記録簿に交付状況を記載しているが、2月14日以降は新様式になると思うが、4月の運輸局へ報告する際に、新様式に統合した形で提出しても良いか、それとも新・旧療法の様式を提出しなければならないのか。	統合頂いて構いません。
59	7-2	その他	記録簿	修了証を発給した場合には、記録簿を記載を行う必要があるが、どこかに提出する必要があるのか。	特定雇入契約以外の船員のみ在席している場合については、提出は不要ですが、特定雇入契約の船員がいる場合には、管轄の運輸局に対し、当該年度分の記録簿の書き、翌年度4月末に報告願います。
60	7-3	その他	習熟訓練	14号通達では「習熟訓練(STCW条約A-6/1節の1に規定されている訓練)」について、記載があったが、新制度では記載がなくなっている。記載がないということは実施しなくてもよいということか。	習熟訓練については、引き続き、実施をお願いいたします。 (新たに発出の通達「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について(令和8年1月13日国海賈第323号)」附則1.の但し書きにより、従前の例による。)
61	7-4	その他	その他	今回の改訂についてこれだけ質問が出るのは陸員も船員もわかりにく理解できる人とできない人がいますので、適用後の内容をもっとわかりやすいフローチャートを作成してホームページに掲載してほしいです。※6ページのフローももっと細かく説明を追記してください。	ご意見を踏まえ対応致します。
62	7-4	その他	その他	発給した修了証はオリジナルの他に船員手帳に入るサイズに小さくしても問題ないか。	別途原本を所持しているのであれば、小さいサイズにしていただいても構いません。

63	7-4	その他	その他	第三種漁船であり、実態として平水区域のみで航行している場合も、船舶検査証書上の航行区域が沿海区域以遠であれば実技講習が必要という理解でいいか。	ご認識のとおりです。
64	7-4	その他	その他	詳しい内容の問合わせ先はどちらになるか。	国土交通省海事局船員政策課、若しくは、管轄運輸局までお問合せください。 連絡先はホームページに記載がございます。
65	7-4	その他	その他	資質基準システム運用マニュアルについては既に提出済みであるが、また新たに作成し、提出する必要があるか。	今回の法改正に基づいて当該マニュアルの雛形を改めておりますので、以前ご使されておりましたものについては、2月14日の施行日以降はご使用されず、新たな雛形にてマニュアルを作成ください。今回のマニュアル改正を受けた改正版の提出は不要です。次回自社内で改正がありましたら提出願います。
66	7-4	その他	その他	従来は技能証明書を船舶所有者が発給できていたが、施行日以降発給できなくなった関係上、新人社員が所有するのが第二号書式のみとなり、PCSにて指摘を受けてしまう懸念がある。そういうった機関については、特例として第四号、第五号書式を発給できる権限を付与していただく、といった措置はあるか。	第四号、第五号は国土交通大臣が登録を認めた登録実技講習機関のみが発給できるものであり、そのような措置を取ることはできません。 PSC対応につきましては、海技免状取得時の免許講習の修了を確認したうえで、第三号書式を発給ください。そして、五年が過ぎた際に実技講習機関において実技講習を受講いただき、船舶所有者からは第二号書式を発給ください。

第2回(2026.1.23)改正法に基づく基本訓練(漁ろうに従事する船舶以外)に関する説明会での質疑応答(Q&A)

※前回と重複する質問は除いております

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
66	1-2	総論	実施義務	派遣船員の応急訓練、安全社会訓練の実施義務の責任の所在が、派遣先、派遣元どこにあるのか教えてください。	派遣船員の場合、派遣元において実施義務がかかります。
67	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	全ての船員とありますが、小型船舶の限定沿海航路事業の船員も対象になりますか？	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。20t未満の船舶については、特定雇入契約以外の雇入契約の船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。
68	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	現状、基本訓練は、近海区域または沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行する総トン数20t以上の船舶の船員が対象であって、その他は対象外と解しているが、今後は、それ以外(例えば、平水区域)の船員も対象となるのか。(説明資料P6内航—20t以上—その他の(3)が必要となっている)	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。平水区域を航行する船舶に乗り組む船員についても、特定雇入契約以外の雇入契約として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。
69	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	基本訓練・実技講習の対象船舶及び船員ですが、20t未満の小型船も適用になるのでしょうか？	20t未満の小型船についても、「特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員」であり、基本訓練(4つの座学)の対象となります。
70	2-1	対象者	特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(座学のみ対象者)	平水のみの航行区域の場合もその他の船員でよろしいのでしょうか？	ご認識の通りです。 ('特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員'となり、基本訓練(4つの座学)の対象)
71	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	第三種漁船に雇入れ契約を行う通信部職員については、訓練対象となるか。	海技免状を有し、船員法上の職員として雇入れる場合には対象となります。
72	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	先ほど司厨長は登録機関にて生存消火の訓練は受講は不要といわれましたが、司厨長が船内における防火部署または退船部署に指名されている船員でも登録機関での受講は不要といふこといいのでしょうか？	ご認識の通りです。
73	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	特定雇入れ契約と特定雇入れ契約以外の違いを知りたい。	●特定雇入契約は、船舶所有者が、以下に該当する船員と締結する契約で、特定雇入契約を締結した船員は、実技講習の対象者となります。 ・沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20t以上の船舶に乗り組む、安全又は汚染防止任務に指名される船員(船内における防火部署又は退船部署に指名される船員) ・国際航海に従事しない船舶においては、上記船員であって、下記いずれかに該当する者 ・海技免状を受有し職員として乗組む者 ・航海当直部員として乗組む者 ・危険物等取扱責任者として乗組む者 ●特定雇入契約以外とは、上記の特定雇入契約以外の契約で、この契約を締結した船員は、座学のみの基本訓練の対象者となります。
74	3-2	訓練の実施	基本訓練(座学)の講師要件	昨日の説明会で、船舶所有者が行う訓練の講師については、資格要件をなくしたとの説明があつたが、本当に誰でも良いのか。例えば、船員経験のない陸上勤務の社員でも可ということか。海技免状を保有しない者が講師となる場合に、知識等を得られるような研修を国土交通省主催で行っていただくことは可能か。	座学で行う基本訓練については、特段講師となる者の要件は定めておりません。 旧制度では、海技士資格を有することとしておりましたが、今般の法制化により、小型船へ乗組む船員を含め、船員法適用の全ての船員を対象とすることを明確化しており、雇入契約締結後に、船舶所有者が遅滞なく実施できるよう、実施しやすい形とするべく要件を求めておりません。 国土交通省主催での研修は予定していませんが、テキストについては基本訓練HPに順次掲載しておりますのでご活用いただきたいとお願いいたします。
75	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	「生存訓練」と「消火訓練」については教材として公益財団法人海技教育財団が作成したDVDビデオを所持しておりますが、「応急訓練」と「安全社会訓練」についてはどのような教材は無いのでしょうか？また、無い場合は教材名を教えてください	「応急訓練」と「安全社会訓練」については、現時点、動画教材は提示しておらず、テキストのみ掲載しております。 ・応急訓練・安全社会訓練のテキスト 日本海洋資格センターのホームページにて無償で提供されております。 https://jm-lgr.jp/basic
76	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	内航船の20t以上の沿海区域の(特定契約と認識しています)海技免状を保有する船舶職員の場合の質問です。 2/14までに実技訓練(生存・消火)を外部機関で受講し、技能証明を発行しています。基本訓練終了証については、海技免状を基本訓練終了証とみなして発行を省略しています。 2/14以降に遅滞なく、上記の乗船中の船員に対し、個社特有の事項のみを補足実施し、第一号書式の基本訓練終了証を発行する必要があると理解しましたがその認識でよろしいでしょうか？ それと基本訓練終了証をみなし省略していた場合は、第二号書式を発行する必要があるのでしょうか？海技免状を基本訓練終了証とみなすことは継続されますでしょうか？	ご質問の現在乗船中の船員については、2月14日以降に、遅滞なく、暴力・ハラスメント防止措置を追加実施し、第二号書式の基本訓練終了証を発給ください。 なお、施行日以降に新たに雇用する船員で、海技免状を受有する者については、ハラスメント、個社特有の事項のみ実施いただき、第二号書式の基本訓練終了証を発給ください。 海技免状について、基本訓練終了証を見なす扱いは、施行日以降になりますので、上記を発給願います。
77	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	資料11ページと12ページの、改正後の右下に書かれてある一文をもっと分かりやすく説明頂けますようお願いします。※旧通達第1号の2書式により発給している場合は引き続き有効(特段対応なし)	国際航海に従事する船舶については、旧通達(令和2年4月13日国海員第14号。令和7年10月29日付国海員第218号一部改正)により、既に安全社会訓練の暴力・ハラスメント防止措置について実施いただくこととしており、こちらに基づき同通達第一号の二書式の基本訓練終了証を発給いただいている場合には、施行日以降に新たに対応いただく内容はございません。

78	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	<p>沿海区域の小型船舶2隻所有している者ですが、結局座学講習と基本訓練とはどういった内容のことを実施すればよいのか。テキスト、マニュアル等があつたら教えてください。</p> <p>20トン未満の船舶については、特定雇用契約以外の雇用契約の船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただきます。 テキストは施行後の基本訓練のHP (https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000055.html)に掲載しておりますのでご使用願います。</p> <p>【テキスト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存訓練(個々の生存)動画リンク(約22分) 「救命いかだの備品の操作」「無線設備を含む位置を知らせる装置の操作」の訓練動画リンク(約17分) ・消火訓練(防火と消火)動画リンク(約22分) (公財)海技教育財団制作によるSTCW条約基本訓練の解説動画です。 ・応急訓練・安全社会訓練のテキスト 日本海洋资格センターのホームページにて無償で提供されております。リンク ※R8.1.1発効の改正STCW条約に対応(いじめ・ハラスメント防止追加)したバージョンも提供。
79	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	<p>弊社は港湾土木事業の専業者で、作業船を曳航する19tの曳船を所有する会社の管理職のものですが、所有する2隻の船舶には専従の船長を雇入れています。つきましては生存・消火・応急・安全社会訓練の4項目についての動画・テキスト等にて訓練を実施し、第1号書式の基本訓練修了証を発給すると共に基本訓練記録簿を作成し会社に保存していればよいと思っていますが、この解釈で宜しいでしょうか？</p> <p>ご認識の通りです。 当該船長の雇用届出の際には、第一号書式の基本訓練修了証を添付ください。(写しも可)</p>
80	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	<p>海技免状受有者特例として「応急訓練及び安全社会訓練の実施を要しない」についても適用されるが、安全社会訓練は別表第1の2中6. の訓練(ハラスメント訓練)については必要との認識で間違いないでしょうか。</p> <p>改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者としても果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、海技免状を有する者であっても、新たに雇用する船員については、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール(自社の業務手順等に沿ったもの)※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していく必要があります。(通達3(2)①) 海技免状受有者は、養成施設告示におけるカリキュラム等で訓練内容の殆どを担保済みであり、ゼロからの実施は不要ですが、ハラスメント訓練及び、自社の業務手順等に沿った部分※については実施をお願いいたします。</p> <p>※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練：必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスメント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに書き換えて教育)</p>
81	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	<p>ハラスメント講習を大学の職員全員に実施をしているところ、それらを安全社会訓練のハラスメント等とのみなすことは可能か。</p> <p>大学で実施いただくような内容に加え、個社特有の事項についても補足的に実施いただければと考えております。</p>
82	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	修了証の様式は、施行日であるR8.2.1.4以降発給する場合に新様式に変わると理解しているがよろしいか。
83	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	会社発行修了証及び登録機関発行修了証明書(コピー)(=船員手帳(パスポートサイズ)サイズにて縮小してもよろしいでしょうか)
84	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	<p>今回の規則改正で、既に、雇い入れのある船員への船舶所有者が発行する基本訓練の書式の日付はいつですか？</p> <p>①訓練が終了した日一動画やテキストの訓練を終了した日 ②2／13 ③2／14</p> <p>既に現状雇入れのある船員に対して、改正を受けて新たに発給いただく新書式の日付は、③の2月14日となります。</p>
85	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	<p>現行の制度において初回海技免状受有者特例により乗船している者については海技免状を基本訓練修了証及び技能証明書の代わりとすることができますが、今回追加されたハラスメントの座学を実施した上で、引き続き、海技免状を証明書とできるのでしょうか。</p> <p>説明会資料(P13「施行日前に訓練を受けている者の対応 海技免状受有者」)のおり、施行日以降は、海技免状を証明書とみなす取扱いはなくなりますので、海技免許講習修了の証明書の写し及び第二号書式による基本訓練修了証を受付願います。</p> <p>海技免許講習の修了証(写)がなく、修了日を確認できない場合には、 ①施行日前であれば、初回海技免状取得の日を起点として能力維持証明書(技能証明書)を発給いただけますようお願いいたします。 ②施行日後においては、初回海技免状取得の日を起点として判断することといたしますので、雇用届出の際には、海技免状の写しを添付願います。</p>
86	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	<p>施行日である2/14以前に座学の基本訓練(応急訓練、安全社会訓練(ハラスメント))を終了している場合、基本訓練修了証「旧通達 第一号の二書式」を使用すれば、改正後に新たに基本訓練修了証「新通達 第二号書式」は発給の必要はないか。</p> <p>ご認識の通りです。 国際航海に従事する船員については、旧通達(令和2年4月13日国海員第14号。令和7年10月29日付国海員第218号一部改正)により、既に安全社会訓練の暴力・ハラスメント防止措置について実施いただくこととしており、こちらに基づき同通達第一号の二書式の基本訓練修了証を発給いただいている場合には、施行日以降に新たに対応いただく内容はございません。 内航船において、上記対応いただいている場合も同様です。</p>
87	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	学校の練習船の乗組員に発給する修了証書について、外航船の乗組員については、既に実技講習を受講して技能証明書を発給している。この場合、第二号書式を発給するものと考えていたが、第三号書式でも構わないのか。
88	5-1	実技講習	実技講習	<p>本船、国際航海に従事する国際総トン数404トンの実習船で、自蔵式呼吸具とイマーションスーツは搭載しなくて良い船になっていますが、実技講習はそれらに触れた動画を見たら1日講習で良かったでしょうか？</p> <p>その場合、記録簿を提出するか一人一人の修了証明書写し等を報告となりますか</p> <p>現在においても、訓練機関では、搭載義務のない設備に関して、視聴覚教材により代替し、その他について実地での訓練を行っておりますが(「内航限定1日コース」等の名称で実施)、実施後も引き続きこちらの取扱いは継続します。</p> <p>実技講習修了後には、当該年度分の記録簿の写しを、翌年度4月末に運輸局等へメール等で報告願います。</p>

89	5-2	実技講習	海技免許講習、登録消防講習の扱い	初めて海技免状を取得した船員に対する取扱いについてのご確認となります。 2/14より前に初めて免状を取得した船員については、各人の免状有効期間に応じて、旧書式による技能証明書を発給、2/14以降新たに免状講習を修了した船員については海技免許講習の修了証を証明書として持ち歩き、雇入手続きに際して運輸局に提出するという認識でよろしいでしょうか。 多くの船員は免許講習の修了証を所持しておりませんので、柔軟な対応をお願いいたします。	施行日以降、原則として、雇入届出においては海技免許講習の修了の証明書の写しで確認することになりますが、 ①施行日前に初回海技免状受有者特例としている者に関して、海技免許講習の修了証(写)がない場合には、施行日までに、初回海技免状取得時から5年後を期限として能力維持証明書(技能証明書)を発給いただき、届出の際にはそちらを添付ください。 ②施行日以降で新たに雇入れる者について、海技免許講習の修了証(写)がない場合には、初回海技免状取得の日を起点として判断することいたしますので、雇入届出の際には、海技免状の写しを添付いただきますようお願いいたします。
90	5-2	実技講習	海技免許講習、登録消防講習の扱い	外航船舶に乗込む新卒(海技系学校)新入社員について質問です。 卒業後すぐに海技免状を取得しますので「海技免状初回受有者特例」の適用となり、海技免状発給後5年以内の、生存訓練及び消火訓練の受講は要求されない特例については、引き続き対象との認識ですが変わらないでしょうか。	説明会資料(P13「施行日前に訓練を受けている者の対応 海技免状受有者」)の通り、施行日以降は、(海技免状を取得するにあたって受講している)海技免許講習を修了した者として、修了日から5年間、実技講習の受講が要求されない措置となります。
91	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	15号通達では、「基本訓練修了証」等の発給期限を定め、早く講習を修了した場合でも「基本訓練修了証」等の取得期限(発給期限)の末日付で技能証明書を発給できたが、今回の告示制定に伴い、この15号通達は廃止されることによりその取り扱いはなくなるということですか? その場合、既に講習を受講しているが、修了証の交付を受けていない者に対しては、15号通達が廃止される令和8年2月14日の前日に発給すれば良いとも考えられるかいかが。これは、令和2年時の説明で、「2022年5月1日に訓練を終了した場合でも「技能証明書」は発給期限である「2023年3月31日」としてよいとあることからの確認。	施行日以後、「能力維持証明書(技能証明書)」の発給の取扱いは無くなります。 ご質問の、既に講習を受講しているが、証明書について未発給の場合には、ご認識の通り施行日(令和8年2月14日)の前までに発給いただき、その発給日から5年間有効なものと取扱います。
92	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	一定期間中の内航船に該当する船員で例えば、2028年3月31日までに実技の講習を受講する必要がある船員に対しては、基本訓練として、生存・消火は上記期限までに実技を受講、応急・安全社会については、座学を2/14以降遅滞なくという理解でよろしいでしょうか?それとも生存・消火の座学も2/14以降遅滞なく座学をしなければならないのでしょうか?	一定の期間中の者で、実技講習機関での実技講習をまだ受講しない者については、施行日以降、遅滞なく、船舶所有者において、生存・消火を含めて4つの座学基本訓練を実施いただきます。(4つの座学を修了したことを証明する第一号書式を発給)
93	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	上記の場合で、第一号書式を発行していた場合で、実技を受講後に発行が必要な書式はない(実技機関からは発行される)と認識していますが、その認識で合っていますでしょうか?それとも第二号書式を発行する必要がありますでしょうか。	ご認識の通り、施行日以降、第一号書式を発行済みであれば、実技を受講後に新たに第二号書式を出していただく必要はありません。
94	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	スライドp9では、最も遅い人は2029年3月31日までですが、例えはこの人であっても、既に乗船勤務中あるいは今から転職して他社で雇入になる場合ならば、2029年を待たずに、今すぐ遅滞なく実技講習を受けなければならぬ」という解釈で正しいですか?	沿海区域(限定沿海を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員であって、受有する船員手帳の有効期間がスライド記載の期間に当たる者は、乗船中・転職後に間わらず、座学による基本訓練を受けていただくことで、当該期間中(最も遅い者は2029年3月31日まで)は、登録機関における実技講習の受講は猶予となります。
95	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	【第三種漁船】 ①国際航海に従事しない第三種漁船(漁業取締)に現在雇入れ中であるが、特例期間中の基本訓練(座学)終了後に発給する終了証は第一号書式(特定雇入契約以外)であり、特例期間終了後の基本訓練(座学)終了時に発給する終了証は第二号書式(特定雇入契約)を使用するので良いか。 どの様式を使用すればよいか根拠が説明されていないのでわからない	一定の期間中の者で、実技講習機関での実技講習をまだ受講しない者については、船員手帳の有効期間が4つある間に当たる者は、乗船中に、改めて第二号書式による証明書の発給は不要です。
96	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	【第三種漁船】 海技免状は有しているが船員手帳を所有していない、現役自衛艦や、海上保安庁職員が第三種漁船に乗り組む場合、新規就業者の扱いとなり、特例期間が3年で間違いないか。 また、それらの者を改正船員法施行日以降に採用する場合、基本訓練終了証は特例期間中は第一号書式で問題ないか。	ご認識の通りです。
97	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	【第三種漁船】 長期間船舶に乗船していない者(船員手帳が失効している者)を採用し、雇入れを行う場合、その者についても新規就業者という扱いになるか。	ご認識の通りです。
98	5-4	実技講習	修了の証明	通達6(1)において、「実技講習修了証明書(生存講習修了証明書及び消火講習修了証明書をいう)」となっていて、附則3.では、「既に発給されている技能証明書は、本通達6に規定する生存講習修了証明書又は消火講習修了証明書とみなす」となっているが、「技能証明書=実技講習修了証明書ではない」ということか。 「=」ではないとした場合、雇入れの届け出時に、実技講習修了証明書に変えて技能証明書により必要な講習を修了していることは確認できないということになるがいかがが。	改正法施行後はあくまで実技訓練機関が出す修了証明書のみが修了を証明するものになりますが、船員手帳の有効期限による一定の期間中の者で、施行前に、実施・受講し、発給いただいた能力維持証明書(技能証明書)でも確認できる運用といたします。
99	5-4	実技講習	修了の証明	通達9(1)②において、「いざれも乗船日前5年内に課程を修了したものに限る」との記載があるが、「課程を修了した」とは講習を受講した日と理解してよろしいか。 その場合、14号通達に基づき発給された技能証明書を添付することで5年内に必要な講習を修了していることが確認できるのか。技能証明書には、有効期限は記載があるものの、講習の実施日の記載がないことからの確認。	ご認識の通りです。 また、後段ご指摘の通り、本来であれば講習修了証をもって確認すべきところですが、船舶所有者における新たな事務負担を避けるべく、施行前の運用として船舶所有者において管理いただいている能力維持証明書(技能証明書)により確認できる運用とするものです。
100	5-4	実技講習	修了の証明	2月14日以降、登録機関で消火と生存の実技講習を終えたら、会社はその終了した日付で修了証明を発給しなければならないとの認識でよろしいですか?	2月14日以降、生存と消火訓練の実技に関して、船舶所有者において発給しなければならない書式はございません。

101	5-4	実技講習	修了の証明	「前の船会社にて旧の技能証明書(消火・生存)を持っている船員を採用し雇入した場合、その技能証明書は有効であり、当社で新たに技能証明書を発行する必要はない」という解釈で正しいですか?」	ご認識の通りです。
102	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	外国船舶への派遣を行う際は雇入れ等を運輸局へ届出がありませんが、基本訓練修了証はどのようなタイミングで提出が必要となりますでしょうか。	外航日本籍船に乗り組む船員については、派遣船員も含めて船員法に基づき雇入届出が必要となります。具体にどういったケースでのご相談か、国土交通省までご連絡いただけますと幸いです。
103	7-1	その他	助成	実技訓練について、船舶所有者への負担が大きいが、助成金や補助などはあるか。	国土交通省による助成金等はございません。
104	7-4	その他	その他	現在表示されている資料であっても、運輸局様の説明の中で、「これは旧制度の説明資料の〇〇を見て下さい。」という一方で、「ここは旧制度の〇〇は適用されません」などの説明がありましたが、今回の法改正を受けての、全体を包括した説明資料は無いのでしょうか。現状では、今表示されている資料であっても、全体を理解するのは難しいと感じています。	ご意見を踏まえ対応致します。
105	7-4	その他	その他	現行の取り扱いと2月24日以降の取り扱いを対比したような資料はありませんか。なければ作成していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ対応致します。
106	7-4	その他	その他	本船は実習で底曳網漁業をしていますが、それは漁船扱いになりますか?	漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に従事する船舶については、「漁ろうに従事する船舶以外」で、漁船(漁ろうに従事する船舶)扱いではありません。
107	7-4	その他	その他	口頭のみでの説明も含めて公開する資料を作成いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、説明会資料に情報を追加し、HPに掲載するように致します。
108	7-4	その他	その他	特定雇入以外の船員で、すでに雇い入、乗船中の船員について、2月14日まででも、その日以後でも「すみやかに」座学講習を実施・修了証書交付とのことですですが、それをもって運輸局・支局等への報告義務はありますか	「特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員」について、特段運輸局等への報告義務はございません。当該船員の雇入届出の際には、修了証を確認させていただきます。
109	7-4	その他	その他	外地に寄港した際に、PSC検査にて基本訓練の修了証書の提示を求められ、その際に締約国の証書であれば、国の機関において発給されている証書のため問題ないが、日本人船員については会社名で発給された修了証書になるため、その効力に疑義を持たれるケースが未だに存在することを共有させていただく。	施行日以降、生存訓練と消火訓練の5年ごとの能力維持証明については、国が登録を行った機関のみが発給できるものとなるため、契約上問題ないものと考えておりますが、ご指摘について承りました。

第3回(2026.1.26)改正法に基づく基本訓練(漁ろうに従事する船舶以外)に関する説明会での質疑応答(Q&A)

※前回と重複する質問は除いております

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
110	1-2	総論	実施義務	当社の協力会社に船員はおらず、船だけを所有する会社があり、傭船契約を結んで下請会社に船を貸出して船員は下請さんから用意作業を行ってもらっています。この場合、傭船契約の内容によっては船を貸し出している会社も必要な対応はありますでしょうか。	ご質問の場合、船舶を借り受けている事業者において船員を雇用し配乗しているかと思いますので、貸し出しの事業者において対応は不要です。 (参照:船員法第5条船舶所有者に関する規定の適用)
111	1-3	総論	適用対象	当然旅客船で船員法適用であれば対象ですね。	船員法適用の全ての船員に対して適用となります。
112	1-3	総論	適用対象	この制度は2026年2月14日以降、新しく雇用契約を結ぶ船員対象ということではなく、現在契約している全乗組員が対象ということによろしいですか?	現在、雇用契約を締結している船員を含め、施行日以降、全ての船員に対して適用となります。
113	1-3	総論	適用対象	雇入契約の無い船員(海員名簿5表に記載の船主船長等)についても、本訓練制度の対象になりますでしょうか? QAで教えていただけると有り難いです。	雇入契約のない船員は基本訓練の対象外となります。安全のための訓練であるので、努力義務で実施していただきたいと考えます。
114	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	第三種漁船丙区域非国際航海船です。P3②特定船員は沿海以遠対象とありますが、丙区域は該当しますか?	第三種漁船丙区域の場合においても、航行する区域が沿海区域以遠の場合(平水区域以外)には実技講習の対象となります。
115	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	内航船の場合、「沿海以遠」か「その他」で対応が大きく異なりますが、「その他」に分類される「限定沿海」は、何をもって判断すればよろしいのでしょうか。	船舶検査証書における航行区域で、「沿海区域 ただし～水域に限る。」と、但し書きで続く記載があるものについて、限定沿海と判断ください。
116	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	司厨船員が出入港作業を行なう場合、実技講習(生存・消火)は受講なしで、座学講習という解釈でよろしいでしょうか?	以下に該当する船員は、実技講習の対象者となります。 ・沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20t以上の船舶に乗り組む、安全又は汚染防止任務に指名される船員(船内における防火部署又は退船部署に指名される船員) ・国際航海に従事しない船舶においては、上記船員であって、下記いずれかに該当する者 ・海技免状を受有し職員として乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組む者 ・危険物等取扱責任者として乗り組む者 内航船であって、上記に該当しない司厨員の船員であれば、実技講習の対象ではなく、座学のみの基本訓練を実施ください。
117	2-2	対象者	特定雇入契約の対象船員(実技講習対象者)	平水区域において20t以上のフェリーを運航しているが、基本訓練の受講のみで構わないか。	船舶検査証書において、航行区域が平水区域であれば実技講習は対象外となりますので、座学のみの基本訓練を実施ください。
118	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	2月14日以降は修了証が雇い入れ時に必須と言う事は、ハラスマント研修を2月14日までに全員終わらせないといけないと言う事でしょうか。	法令上、施行日前から引き続き乗船している船員は、施行日以降、遅滞なく実施及び発給いただく必要があります。 施行日までに実施いただき、予め2月14日付の基本訓練修了証をご用意いただく等、ご対応をお願いいたします。
119	3-1	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	P11「施行日前に訓練を受けている者の対応」で、特定雇入契約の方の改正後は、ハラスマントの追加実施が必要+基本訓練修了証(新書式第2号)の発行が必要だと理解しましたが、それはいつまでに実施+発行しなければなりませんか?	法令上、施行日以降、遅滞なく実施及び発給いただく必要があります。 施行日までに実施いただき、予め2月14日付の基本訓練修了証をご用意いただく等、ご対応をお願いいたします。
120	3-2	訓練の実施	基本訓練(座学)の講師要件	船舶所有者が座学講習をする場合、以前は3級海技士以上の免状が必要だったと思いますが、改正後も3級海技士以上の免状は必要なのでしょうか?	座学で行なう基本訓練については、特段講師となる者の要件は定めておりません。 旧制度では、海技士資格を有することとしておりましたが、今般の法制化により、小型船へ乗り組む船員を含め、船員法適用の全ての船員を対象とすることを明確化しており、雇入契約締結後に、船舶所有者が遅滞なく実施できるよう、実施しやすい形とするべく要件を求めておりません。
121	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	BTEで挙手していたものです。座学の基本訓練を実施する会社になるのですが座学の場合は生存・消火訓練の5年毎の実施、修了証の発行は必要ないという認識でよろしいでしょうか?	座学での基本訓練については、同じ船舶所有者において雇用される限り、1度実施いただければ再度の実施は不要です。基本訓練修了証(第一号書式)についても有効期間はありません。
122	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	1.「技能証明書」は、2/14改定後に受講する人には、発行不要ということでしょうか? 2.訓練4科目を会社の方向性で、すべて訓練受講施設で受講する場合、別途、安全社会訓練のハラスマント等の各社で行う教育訓練も行う必要があるのでしょうか?その場合、そのハラスマント分の修了証(新第2号になる?)の発行は必要でしょうか?	1. 施行後に登録実技講習機関で実技講習を受講する者に対して、発給は不要です。 2. 基本訓練の趣旨は、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たつて使用者として果たすべき最低限度の責任です。 非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルールは、船舶所有者ごとに異なることが想定されますので、訓練機関等で受講する場合にあっても、応急と安全社会訓練に関しては、自社の業務手順等に沿った内容について実施いただき、基本訓練修了証(特定雇入契約の船員については第二号書式)を発給いただきます。
123	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	説明会のなかでお話がありました、船舶所有者が訓練を受けさせなければならないとのことですですが、雇い入れした船員が直前に他社で実地訓練を受講していた場合も、応急処置と安全社会以外の訓練も雇い入れ時に受講させなければならないのでしょうか。	(船員が、特定雇入契約の船員として雇入れされた場合) 実技講習に關して、5年の有効期間中であれば、会社が変わった際に再度受講させる必要はありません。 (特定雇入契約以外の船員として雇入れされた場合) 法令上、実技講習機関による生存と消火訓練は、船舶所有者による生存と消火訓練に代替されないため、雇入契約締結後、遅滞なく実施いただく必要があります。

124	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	外航船で、外国人船員の場合はどうになりますでしょうか？	<p>改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、締約国証書を有する者であっても、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール（自社の業務手順等に沿ったもの）※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していただく必要があります。（通達3(2)②）</p> <p>※具体的には、以下の会社独自の業務手順等</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急訓練：必要に応じ、乗組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール（テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育） <p>生存訓練と消火訓練については締約国証書を、応急訓練と安全社会訓練については第二号書式（又は（旧）第一号の二書式）による基本訓練修了証を発給ください。</p>
125	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	他者で基本訓練を修了している者を雇用し、乗船させる場合の取り扱いが、先週の説明と本日の説明と異なっているように思います。本日は、船舶所有者（雇用主）が変われば、訓練を実施する必要があると説明があった（前の訓練は無効となる）が、先週は、個社特有の内容などについて訓練を行えば良いと説明があり、他者で受けていること自体は有効との説明だったと認識していましたのですが、今日は無効との説明になっていると思います。	<p>基本訓練の趣旨は、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任です。</p> <p>非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルールは、船舶所有者ごとに異なることが想定されますので、船員の転職等により、雇入契約を締結する船舶所有者が変わったときは、新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもので基本訓練を受けているので、ゼロからの実施は不要ですが、改めて基本訓練（自社の業務手順等に沿ったもののみ）※を実施し、基本訓練修了証を発給いただきます。</p> <p>※具体的には、以下の会社独自の業務手順等</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急訓練：必要に応じ、乗組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育）
126	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	現行では「応急訓練」「安全社会訓練」については「海技免状受有者特例」を適用していましたが、改正後は暴力・ハラスマント防止措置追加実施の上で「海技免状受有者特例」は継続されますか？ 若しくは海技免状受有者特例は撤廃でしょうか？	<p>改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、海技免状を有する者であっても、新たに雇用する船員については、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール（自社の業務手順等に沿ったもの）※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していただく必要があります。（通達3(2)①）</p> <p>海技免状受有者は、養成施設告示におけるカリキュラム等で訓練内容の殆どを担保済みであり、ゼロからの実施は不要ですが、ハラスマント訓練及び、自社の業務手順等に沿った部分※については実施をお願いいたします。</p> <p>※具体的には、以下の会社独自の業務手順等</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急訓練：必要に応じ、乗組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育）
127	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	現在、雇入れ乗船中の船員に対しての座学講習の一部の訓練（応急訓練・安全社会訓練）の実施義務は理解しているのですが、2月14日までに猶予なく、座学講習は国土交通省の参考資料を配布、各船員で一読後、終了証明書を会社で発給してもよろしいのでしょうか？	<p>施行日以降、遅滞なく実施いただく義務がかかりますので、HP掲載のテキスト等を使用いただき、座学の修了が確認された者に対し、修了証明書を発給願います。</p> <p>なお、座学の実施方法は、船舶所有者の判断により様々な方法が考えられるため、具体方法は決めておりません。</p>
128	3-3	訓練の実施	基本訓練の内容	「暴力・ハラスマント防止措置」の追加実施については、冒頭質問しました「改正労働施策総合推進法」のパワーハラスメント防止措置につきましては、国内の大手、中小企業全般が義務化されている事から、こちらで重複しますので本法でも適用とされても宜しいのではないかでしょうか。運航上、物理的に困難な船社さんもおられると思います。遅滞なくというのは乱暴だと思います。	<p>また、内航船向けの動画も準備されておりませんので、WEB研修などで運用されている船社さんに残り少ない日程で実行を促すのは厳しいと感じました。地方運輸局へ対応を丸投げするのも困ります。努力義務期間を設けるべきではないですか。</p> <p>施行日以降、遅滞なく実施いただく義務がかかりますので、運航状況も踏まえ実施できる環境が整った段階で実施いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、内航船向にも、訓練に使用可能な動画等について対応致します。</p>
129	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	第1号・第2号修了証書への会社印の押印は不要ですか？	国際航海に従事しない船舶にのみ乗組む船員に対して、新通達（令和8年1月13日付国海負第323号）に基づき発給する基本訓練修了証（第1号、第二号）について、押印は省略可能です。
130	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	特定雇入契約以外の船員については、座学講習のみであるが、座学講習修了による修了証についても有効期間は5年間となるのか。	座学を修了する基本訓練修了証について、有効期間はありません。 同じ船舶所有者において雇用される限り、期限なく有効です。
131	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	一定期間中の内航船の場合、2月14日までに第1号書式を発行するが、数年後実技講習を受けた際でも1号書式+4号、5号で良いとの事であったが、改めて第2号書式を再交付し、2号+4号、5号の所持としても問題はないか。	記載いただいた通り、改めて第二号書式を発給いただいて構いません。
132	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	能力維持証明書はこれまでA4サイズではなくL版で作成発行しておりましたが、基本訓練修了証サイズはL版で構いませんか？	構いません。
133	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	新書式第2号と、新書式第3号のちがいを、Q&Aに載せておいていただけると助かります。	第三号書式については、主として外航船に乗り組む船員向けに、必要に応じ、実技講習の修了状況を確認の上で、実技講習の修了を含めた形で運用上発給できる修了証の書式となります。 条約上、基本訓練はあくまで4つで1つの基本訓練として規定されているため、その修了を証明するものとして1枚で証明することが基本であるため、PSC対応を想定し、施行前と同様の対応が可能となるよう運用上のため設けている書式です。
134	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	締約国証書を有している場合、新たに追加されたハラスマント等の項目を含めて講習修了した旨の明記がない場合は、第二号書式を新たに発給しなければならないか。もしくは、1月1日以降に発給されたものであれば、ハラスマント等の項目を含んでいると判断しても差し支えないか。	施行日時点で既に雇用されている船員に関して、1月1日以降に発給された締約国証書で判断いたいで構いません。
135	4-2	基本訓練修了証の発給	書式	特定雇入契約以外の船員については第一号書式を発給する認識しているが、この者たちに実技講習を受講させた場合、第二号、第三号様式を発給しても問題ないか。	発給いただいて構いません。

136	5-1	実技講習	実技講習	船舶の備置義務がないものについては、当該訓練については、ビデオの視聴でOKとの説明でしたが、自裁式呼吸具については、備置義務がなくとも任意に設備を設けている船舶も見受けられるが、そのような船舶に乗り組む船員にたしては実技ではなくビデオの視聴で訓練修了と認められるのか。	備置義務がなければ、視聴覚教材の視聴に代えても訓練修了は認められますが、万一对備して備置されているのでしょうかから受講を勧めます。
137	5-1	実技講習	実技講習	実技訓練をまだ受けていない人で、実技訓練が必要な人で現在乗船中の方がいますが3月末に下船予定です。下船後、次に乗船するまでに実技訓練を受けなければよいのでしょうか。	ご認識の通り、下船後、遅滞なく受講をお願いいたします。
138	5-1	実技講習	実技講習	今、会社が変わった船員は、実技訓練を新しい会社で受け直す必要があると説明がありました。実技訓練の内容は同じと思われますが、受け直す必要があるのでしょうか。前の会社の証明書の有効期間まで有効にする考え方はないのでしょうか。	実技講習に関して、5年の有効期間中であれば、会社が変わった際に再度受講させる必要はありません。 応急訓練と安全社会訓練の座学に関しては、会社が変わった際、新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもので基本訓練を受けているので、ゼロからの実施は不要ですが、改めて基本訓練（自社の業務手順等に沿ったもの）※を実施する必要があります。 ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練：必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに書き換えて教育）
139	5-1	実技講習	実技講習	他社が発行した現在有効な（有効期間内）の技能証明書を持つ方を雇用した場合、実技訓練は不要になるのでしょうか。その場合、自社では座学のみを受講させ、改めて実技講習は受けが必要はないが、自社の証明書を発行する。その証明書の有効期間は前の会社が発行した証明書の有効期間となるという理解でよろしいですか	技能証明書（能力維持証明書）について、他社が発給したものであっても、有効期間内であれば、その間実技講習の受講は不要です。 応急訓練と安全社会訓練の座学に関しては、会社が変わった際、新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもので基本訓練を受けているので、ゼロからの実施は不要ですが、改めて基本訓練（自社の業務手順等に沿ったもの）※を実施する必要があります。 ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練：必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスマント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに書き換えて教育）
140	5-1	実技講習	実技講習	令和4年2月の「STCW条約に基づく基本訓練について」内航船関係を元に地元運輸局にて色々質問して、設備要件を満たし特例適用で実技講習はよいと言っていたいただきました。（支局より本局に確認していただきたい）改正後は設備特例はなくなりますか。	実技訓練において、搭載義務のない設備に関して視聴覚教材による一部訓練の代替の取扱いを思いますが、 (現在、訓練機関では、搭載義務のない設備に関して、視聴覚教材により代替し、その他に実地での訓練を行っているところ（「内航限定1日コース」等の名称で実施）)施行後も引き続きこちらの取扱いは継続します。
141	5-2	実技講習	海技免許講習、登録消防講習の扱い	免状講習修了証書が入手できない場合どうなりますか？	施行日以降、原則として、雇入届出においては海技免許講習の修了の証明書の写しで確認することになりますが、 ①施行日前に初回海技免状受有者特例としている者に関して、海技免許講習の修了証（写）がない場合には、施行日までに、初回取得時から5年後を期限として能力維持証明書（技能証明書）を発給いただき、届出の際にはそちらを添付ください。 ②施行日以降新たに雇入れる者について、海技免許講習の修了証（写）がない場合には、初回海技免状取得の日を起点として判断することといたしますので、雇入届出の際には、海技免状の写しを添付いただきますようお願いいたします。
142	5-2	実技講習	海技免許講習、登録消防講習の扱い	1回目での視聴の質問で海技免状受給者で初回海技免状取得者の実技講習は海技免状修了書で代用が可能との事ですがそれが原本提出して無くその代わりのものは海技免状でしょうか？	施行日以降、原則として、雇入届出においては海技免許講習の修了の証明書の写しで確認することになりますが、 ①施行日前に初回海技免状受有者特例としている者に関して、海技免許講習の修了証（写）がない場合には、施行日までに、初回取得時から5年後を期限として能力維持証明書（技能証明書）を発給いただき、届出の際にはそちらを添付ください。 ②施行日以降新たに雇入れる者について、海技免許講習の修了証（写）がない場合には、初回海技免状取得の日を起点として判断することといたしますので、雇入届出の際には、海技免状の写しを添付いただきますようお願いいたします。
143	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	実技講習を早く受講した者が不利にならない様に、一定期間中の対応として、3月末に一括して証明書を発行することが認められていましたが、2/14以降はどうなるのでしょうか？2/13までに受講したものは2/13付で旧証明書を発行すべきでしょうか？	既に訓練機関で実技訓練を受けている船員については、施行日までに、現行の運用に基づき、能力維持証明書（技能証明書）（旧）第二号書式を発給いただきますようお願いいたします。 (有効期限は発給日から5年となりますので、現行運用より期限が早まることがあります。が、今般、法律に改めて規定されたことを受けまして、ご対応をいただきたいお願いいたします。)
144	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	①内航船員で、近海区域に乗り組む予定の船員について確認したいことがあります。 例えば、この船員の船員手帳の有効期限が2030年4月1日までの場合、 生存訓練・消火訓練の実技講習は2027年3月31日までに受講する必要があると理解しています。 一方で、説明会資料のスライド6ページのフロー図を見ると、このケースは(2)に該当するように見えますが、(2)では生存・消火の「座学訓練」を受講する必要があると記載されています。 この点については、他の方の質問回答から、2026年2月13日までに座学訓練を受講し、第1号書式を発給する必要があるという点は理解できました。	基本訓練及び実技講習については、法令上、施行日以降、遅滞なく実施・受講いただく必要があります。 一定期間中の取扱いとする船員についても、施行日までに生存と消火について座学で実施いただき、予め2月14日付の基本訓練修了証（第一号書式）をご用意いただくといつてご対応をお願いいたします。 また、一定期間中の取扱いとする船員について、期間中又は期間後に、実技講習機関で実技講習を修了した段階で、改めて第二号書式を発給いただく必要はありません。
145	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	②海技免状受給者で、海技免許講習修了証明書によって実技訓練の免除を受ける場合について確認したいことがあります。 このケースでは、生存・消火の訓練を受講しないため、第4号書式および第5号書式は発給されないと思いますが、そのうえで、会社が発給する基本訓練修了証については、 ①「海技免許講習修了証明書 + 第2号書式」または ②「海技免許講習修了証明書 + 第3号書式」のどちらで運用するのが正しいのか判断に迷っています。 海技免許講習修了証明書による実技訓練免除者について、基本訓練修了証は第2号書式と第3号書式のどちらを用いるべきか、ご教示いただけますでしょうか？	内航船については、「海技免許講習修了証明書（写し）+ 第二号書式」 外航船については、「第三号書式（海技免許講習修了証明書（写し）があることが前提）」 ※PSC対応として、4つの訓練を修了した英証明が必要となることから、第三号書式を受用ください。

146	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	通達の内容について解釈を教えて頂けますでしょうか? 【8実技講習の一定期間中の取り扱い(1)①】において「～国が確認した者に対して別途定める書式により証明書を発給する。また、船舶所有者は、～基本訓練修了書(第一号書式)を発給するものとありますが、(第一号書式)を発給するためには、何らかの報告を行うことで国の定める別書式において証明を得ることが必要という事でしようか。実際の運用方法と合わせてご教授いただけますと幸いです。	一定の期間中の船員については、登録実技講習機関での受講以外の方法として、船員法上、操練や船上訓練が義務付けられていることから、これらを実施していることを前提に視聴覚教材による講義を行うことで実技講習として認めるのです(一定期間中のみ)。 新通達「令和8年1月13日付国海第323号」中8(1)①(2)(3)「これらの実施について、国が確認した者に対して別途定める書式により証明書を発給する」の部分については、PSC対応などの必要に応じて、国において求められる場合に発給する取扱いと整理しており、内航船舶や第三種漁船の船舶所有者において特段対応を求めるものではありませんので、第一号書式による基本訓練修了証のみ対応をお願いします。
147	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	弊社で2028年3月31日に証書発給期限(実地訓練)を迎える船員に対して、先行して実地訓練を受講されたのですが、当初計画していた次の期限「2033年3月30日」という概念は無くなってしまったという事ですか？ 以前ご指導頂いた通り、訓練機関の混雑等考慮して受講させたのですが、今回の説明ではそもそも、大きく先行して受講させても期限が短くなってしまう感じますが、その認識で間違いませんか？	ご認識の通り、現行運用より期限が早まることがあります、今般、法律に改めて規定されたことを受けまして、ご理解・ご対応をいただきたいと存じます。
148	5-3	実技講習	一定の期間の取扱い	危険物取扱責任者の資格を有している船員について、直近5年以内に登録消防講習を受講している場合、受講すべきは実技講習は生存講習のみとなるか。	ご認識のとおりです。
149	5-4	実技講習	修了の証明	外国人船員の雇い入れ手続きの際は、締約国のCOP(技能証明書)にて代用可能でしょうか？	改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、締約国証書を有する者であっても、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール(自社の業務手順等に沿つたもの)※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していただき必要があります。(通達3(2)(2)) ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 ・応急訓練：必要に応じ、乗り組む船種に応じた応急措置 ・安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育)) 生存訓練と消火訓練については締約国証書を、応急訓練と安全社会訓練については第二号書式(又は(Ⅰ)第一号の二書式)による基本訓練修了証を発給ください。
150	5-4	実技講習	修了の証明	弊社では内航20トン以上の船舶と外航船に乗組員を乗船させております。 現在、乗組員にハラスマント教育の対応をした第一号の二書式と旧二号書式をお渡しています。 ・2月14日以降に新しく生存訓練を受講するものについては、新たに三号書式を発行することで、新二号書式・四号書式・五号書式は不要である(内航外航共に) ・PSC対応が必要な外航船の場合、第一号の二書式と旧二号書式を所持しても、新たに三号書式を渡す必要がある(なぜ第3号書式のみがPSC対応できるのか、理由についてご教示いただけますと幸いです。) ・内航船の司厨員には第一号書式の発給が新たに必要である ・外航船の司厨員には甲板部機関部乗組員と同様の対応が必要である ・適切な第一～五号書式を所持しているれば、これまで訓練施設が発行してきた修了証書が無くともPSCや雇い入れで指摘を受けることはない ・免許講習の修了日について、学校で受けた講習修了書を所持しておらず、学校側が再発行不可との回答を貰った場合、免状の発行日を実技訓練を受けた日として換算しても良い。(現行と同じルール) ・現時点で、初回免状発行特例で免状発行日から5年間の有効期限が切れていないものの、免許講習から5年間経過している場合、2月14日以降は期限切れになる。	既に、現行通達による(Ⅰ)第一号の二書式及び(Ⅱ)第二号書式を有している前提で回答いたします。 ・施行日以降、新たに登録実技講習機関において実技講習を受講した者は、登録実技講習機関より第四号及び第五号の修了証明書が発給されますので、その証明があることを前提に、第三号書式により第二号書式の内容も含めて修了証を発給することが可能です。 ・第三号書式については、主として外航船に乗り組む船員向けに、必要に応じ、実技講習の修了状況を確認の上で、実技講習の修了を含めた形で運用上発給できる修了証の書式となります。 条約上、基本訓練はあくまで4つ1つの基本訓練として規定されているため、その修了を証明するものとして一枚で証明する事が基本であるため、PSC対応を想定し、施行前に同様の対応が可能なよう運用上のため設けている書式です。外航船においては、第三号書式を発給することがより適当です。 ・内航船の司厨員には、既に現行通達による(Ⅰ)第一号の二書式による基本訓練修了証があれば、(新)第一号書式は不要です。 ・外航船の司厨員には、ご認識の通り、甲板部や機関部の乗組員と同様の対応が必要です。 ・適切な第一～五号書式を所持していれば、ご認識の通り、PSCや雇い入れにおいて指摘はありません。なお、第四号書式及び第五号書式は登録実技講習機関が発給する修了証明書となります。 ・施行日以降、原則として、雇入届出においては海技免許講習の修了の証明書の写しで確認することとなりますが、 ①施行日前に初回海技免状受有者特例としている者に関して、海技免許講習の修了証(写)がない場合には、施行日までに、初回取得時から5年後を期限として能力維持証明書(技能証明書)を発給いただき、届出の際にはそちらを添付ください。 ②施行日以降で新たに雇入する者について、海技免許講習の修了証(写)がない場合には、初回海技免状取得の日を起算として判断することといたしますので、雇入届出の際には、海技免状の写しを添付いただきますようお願いいたします。 ・ご認識のとおりです。海技免許講習の修了から5年を経過している場合には、施行日以降、遅滞なく実施いただきますようお願いいたします。(改正船員法第八十一条の三四項第二号)
151	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	雇入契約届出時に提示する登録実技講習機関の修了証明書は、原本でなくコピーでも構いませんか。 あるいはFAXでも大丈夫でしょうか？	届出の際に、コピーを提示願います。
152	6-1	雇入届出での確認	雇入届出での確認	遅滞なく、という部分に対して一律的な基準がなく、かなり曖昧になっているようだが、そうすると運輸局の窓口によって対応が異なる可能性が出てくるのではないか？	船社様によってご事情も変わってくるため、一律的に期間等を設けるのは難しく、明確化はできないと考えているところ、窓口によって対応に差が出ないように、不受理の際の状況等を本省、運輸局間にて情報共有を行い、その蓄積をもって対応して参ります。
153	7-4	その他	その他	当社は新潟県の企業です。当社の実態に即した質問をする場合はどちらの機関に確認すればよろしいでしょうか？	管轄する地方運輸局海上安全環境部(海事部)船員労働環境・海技資格課へご確認ください。
154	7-4	その他	その他	船舶所有者が実施する【生存訓練】及び【消火訓練】のテキストはどこにありますか？	施行後の基本訓練のHP(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr_000055.html)に掲載しておりますのでご使用願います。 【テキスト等】 ・生存訓練(個々の生存)動画リンク(約22分) 「救命いかだの備品の操作」「無線設備を含む位置を知らせる装置の操作」の訓練動画リンク(約17分) ・消火訓練(防火と消火)動画リンク(約22分) (公財)海技教育財団制作によるSTCW条約基本訓練の解説動画です
155	7-4	その他	その他	Q&Aとともに、Q&A内容を盛り込んだ分かりやすい資料を至急ホームページに掲げて頂けますようお願い致します。質疑応答を聞くほど頭が混乱しました。	ご意見を踏まえ対応致します。
156	7-4	その他	その他	4号、5号含むそれぞれの証書は全て原本所持が原則か。写しの所持でも問題ないのか。(原本会社保管)	紛失等を防ぐため、船員に対して写しを所持させることは問題ありません。

157	7-4	その他	その他	説明資料の9ページフロー図別紙②ではなく①ではないでしょうか。	フロー図中の内航船の注「別紙②」についてはご指摘の通り「別紙①」です。申し訳ございません。 HP掲載の資料について修正済みです。
-----	-----	-----	-----	---------------------------------	---